

JRA小物用表示セット購入申込書

平成 年 月 日

全日本爬虫類皮革産業協同組合 殿

爬虫類等皮革製品表示実施規約第8条に基づき、下記の通り2点セットの購入を申し込みます。

登録会員番号 _____

購入希望数量 _____ 小物用表示セット _____ 単位 (織りネームとしおり)

代金(1単位あたり8万円+消費税)の支払いは、下記の方法で行います。なお、配布は、入金から20日後を目処とされることに異議ありません(実施規約8条)。

記

銀行振込 金融機関名 みずほ銀行
口座開設支店名 千束町支店
口座の種類 普通預金口座
口座番号 8022716
口座名義人 全日本爬虫類皮革産業協同組合

確認書

私は、JRAマークの入った表示用織りネーム及び同しおり(以下「2点セット」という)を使用するにあたり、爬虫類等皮革製品表示実施規約(以下「実施規約」という)を遵守いたします。特に下記の事柄には十分な注意を払うことを確認するとともに、実施委員会またはこれに委任された第三者が下記の事柄についての使用実態調査をする場合には、その聴取に応じ、納品書・帳簿等の必要資料を提出するなどして、使用実態を明らかにいたします(実施規約15条3項)。

また、実施規約18条(2)に基づく氏名の公表がなされることにつき、予め承諾いたします。

記

(1) 2点セットを、第三者に対し、譲渡・貸与等する行為(有償無償を問わない)をしてはならないこと。(実施規約5条2項)

(2) 2点セットを、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づき適法に輸入した皮革、もしくは国内で適法に捕獲された動物の皮革を使用し、当該製品の全部が日本国内で製造された爬虫類等皮革製品(ワニ、トカゲ、ヘビ、ウミガメ、オーストリッチ、レアード、センザンコウ、ゾウ、カバ、ペッカー、ホースヘア、エイ(スティングレイ)、シャーク、アザラシ(シール)、鹿等のエギゾチック皮革を、製品の表面主材料の25%以上の割合で使用したものをいい、牛、馬、羊、山羊、豚の皮革を含まない。)」に対してのみ添付できること(実施規約6条)。なお、輸入皮革を使用することは差し支えないが、日本国外で当該製品の一部でも製造しそれを輸入した場合(いわゆる逆輸入・半輸入の場合)には2点セットを付することはできないこと。

(3) 2点セットを必ず揃えて製品に取り付けること。また、織りネームは、製品に縫い込まなければならないこと(実施規約7条)。

(4) この2点セットは小物類(財布、束入れ、札入れ、名刺入れ、小銭入れ及びキーケースの6点のみ)にのみ使用し、その他の製品に用いることはしないこと(特に、ハンドバッグ、ポシェット等の袋物への使用はしない)。

御住所：〒

御社名：

印

Tel

Fax